

発 言 通 告 書

発言者氏名	井坂 直
発言の会議	平成29年11月29日 本会議
発言の種類	質 疑、 <u>一般質問</u> 、緊急質問、討 論、その他
質疑等の方式	一 括、 <u>一問一答</u>
答弁を求める者	市 長

【件名及び発言の要旨】

1 本市職員の働き方改善に向けた検討について

- (1) 市長は忠恕の心の大切さを職員に説いたが、就任から5カ月が経過し、本市職員全体の働き方を見て、どのような思いをお持ちか。
- (2) 2006年4月から評価制度を導入して行われた本市の人事制度は、どのような効果があったのか。当初、目的として掲げていた「職員の意欲と能力を高め、最大限に活用することにより、質の高い行政サービスを効率的に提供し、市民の市政に対する満足度を高める」ことは実現できたのか。
- (3) 目に見える成果が表立ってあらわれにくい公務労働を、どのように評価するのが適切であるかを判断することは大変困難であり、完璧な評価方法はない。地域事情も異なる自治体において導入されている現在の人事評価制度を、市長はどのように評価されているのか。
- (4) この制度が地方公務員法に義務づけられていることは十分承知している。しかしながら、地方公務員の人事評価や処遇については、それぞれの自治体が規模や実情に応じて柔軟に運営すべきであり、その自主性を尊重すべきである。評価にかかわる

書類作成の時間を削減し、市民や職員同士のコミュニケーションを充実させることにより、結果的に業務負担は軽減され、市民サービスの向上につながるのではないか。一度立ちどまり、制度凍結を含めた見直しを検討する必要があると考えるが、市長のお考えを伺う。

2 市立病院における労働環境のさらなる改善について

- (1) 地域医療振興協会は、運営する全ての病院と施設に業績評価制度を導入する計画を立てているが、病院などの医療・介護現場ではチームケアが基本とされている。10年以上前に導入された公立病院の医療現場からは「目標シートを何度も書き直された」、「評価制度にかける時間を患者さんのためにかけるべき」、「ヒアリングの間は患者さんの対応を他の職員がやらなければならない、結局患者さんにしわ寄せがいく」などの切実な意見が出されている。このような実態がある中で、市立病院に業績評価制度はなじまないと考えるが、市長はどのようにお考えか。
- (2) 業績評価制度の目的として職務遂行意欲の向上を挙げているが、むしろ職員をふやし休日・休暇の取得向上などの取り組みを進めて看護師などの本来業務に専門性を発揮できる労働環境にしていくことが大切なのではないか。市長のお考えを伺う。

3 アスベスト対策について

- (1) 日常生活においてどこにでも大量に存在し、目にも見えず、においもしない発がん性物質であるアスベストの危険性について、市長はいつから問題意識を持たれていたのか、伺う。
- (2) 危険性が明らかなのに使用を続けさせた国の責任は、この間7つの裁判所で連続して断罪されている。東京工業大学大学院リスク管理論教授の村山武彦氏は、「公営住宅での吹き付けアスベスト使用は、存在すら知らされていないケースがある。試算ではこれらの住宅でアスベストを吸い込んだおそれのある住民は23万人に上る」と明らかにした。アスベストの使用が原則禁止されたのがわずか13年前である。それまでに建てられた建物

の解体がピークを迎えるのが約 10 年後でその数は全国で約 10 万棟と推測されている。本市でも施設の老朽化が進み、解体または補修工事を行っているが、解体工事におけるアスベスト対策はコストもかかる。国が進めてきたにもかかわらず、法規制が追いついていない現状を市長はどのように受けとめているのか、市長のお考えを伺う。

- (3) 社会保障費・医療費の削減を進めているにもかかわらず、アスベスト被害の危険性が十分に私たち市民に周知されていない。国レベルでの対策が必要であるが、取り組みの優先順位が低い国と建材メーカーの姿勢について、市長はどのような提言をされるのか伺う。
- (4) 環境省は今年の 4 月に、「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン」を公表した。このガイドラインで、「解体等工事の現場からどの範囲で、誰を対象にリスクコミュニケーションを行うかを検討します」と明記されている。さらに「対象範囲の設定に迷った場合は、必要に応じて地方公共団体等関係機関や自治会長等に相談して決めるようにします」と書かれている。過去に他都市でアスベスト対策が不十分なために、自治体と事業者を相手に損害賠償請求がされ、和解金として 1 億円以上の費用がかかったケースもある。行政の役割は非常に大きいものであると考えるが、市長は具体的にどのような対策を講じていくのか、伺う。

4 温暖化対策への取り組みを進める中で、専門的意見を聴取する必要性について

- (1) 先月の台風は本市のみならず全国に多大な額の被害をもたらした。内閣府によると、11 月 17 日の時点で復旧にかかると見込まれる総額は全国で 101 億 3 千万円に上ると見込まれており、農林水産業に及んだ被害額は 11 月 20 日までで約 565 億円に上ると農林水産省は発表している。地球温暖化は集中豪雨など異常気象の原因の一つであるという意見が、横須賀市環境審議会の中で出されていたが、市長はいかががお考えか、伺う。
- (2) 温暖化による気候災害は日本国内のみならず世界中で相次い

でいる。大型ハリケーンやサイクロン、干ばつ、洪水、山火事、解け続ける氷河、海面上昇など、進む気温上昇による自然災害は国際社会が直面している共通の課題である。11月6日から18日にかけて、温暖化対策を議論する国連気候変動枠組条約第23回締約国会議、COP23がドイツで開かれた。太平洋の島国として今回議長国となったフィジーは、大型のサイクロンで大きな被害を受け、海岸の浸食により村が丸ごと移住せざるを得なくなった国である。国際社会は温暖化防止のために気候変動対策を講じているが、日本は石炭火力に固執し続けるのか、エネルギー政策の方向性が問われている。いずれ枯渇する化石燃料に固執したままでは、将来のエネルギー政策を先送りするだけになり、未来にツケを残す形になる。「今だけよければそれでいい」、というスタンスは、上地市長の政治姿勢と相反するものであると指摘した上で伺う。本市の石炭火力発電所建設計画について、環境アセスメントを通じて県知事から横須賀市長宛てに意見聴取がされる予定である。その際、横須賀市環境審議会委員の意見を参考にして、市長意見を提出する予定なのか。また、他に参考意見を聞くつもりがあるのか、あわせて伺う。